

平成25年第4回常陸太田市議会定例会会議録

目 次

招集告示	17
平成25年第4回常陸太田市議会定例会会期日程	18
◎第1号 9月6日(金)	
○議事日程(第1号)	21
○本日の会議に付した事件	22
○出席議員	22
○欠席議員	23
○説明のため出席した者	23
○事務局職員出席者	23
開 会	23
開 議	23
○会議録署名議員の指名	23
○諸般の報告	24
○日程第 1 会期の決定	26
○日程第 2 報告第13号ないし報告第14号(一括上程)	26
○日程第 3 議案第59号ないし議案第68号(一括上程)	28
提案理由説明	28
○日程第 4 議案第69号ないし議案第78号(一括上程)	33
提案理由説明	34
○日程第 5 議案第79号ないし議案第88号(一括上程)	41
提案理由説明	42
散 会	48
◎第2号 9月10日(火)	
○議事日程(第2号)	49
○本日の会議に付した事件	49
○出席議員	49
○説明のため出席した者	49
○事務局職員出席者	49
開 議	50
○日程第 1 一般質問 13番 茅根 猛議員	50
2番 藤田 謙二議員	63

9 番 菊池 伸也議員	7 6
7 番 平山 晶邦議員	8 4
散 会	9 3
◎第 3 号 9 月 1 1 日 (水)	
○議事日程 (第 3 号)	9 5
○本日の会議に付した事件	9 5
○出席議員	9 5
○説明のため出席した者	9 5
○事務局職員出席者	9 5
開 議	9 6
○日程第 1 一般質問 2 2 番 宇野 隆子議員	9 6
5 番 深谷 渉議員	1 0 9
散 会	1 2 1
◎第 4 号 9 月 1 2 日 (木)	
○議事日程 (第 4 号)	1 2 3
○本日の会議に付した事件	1 2 3
○出席議員	1 2 3
○説明のため出席した者	1 2 3
○事務局職員出席者	1 2 4
開 議	1 2 4
○日程第 1 報告第 1 3 号ないし報告第 1 4 号 (一括上程)	1 2 4
○日程第 2 議案質疑 議案第 5 9 号ないし議案第 8 8 号 (一括上程)	1 2 4
質 疑 3 番 赤堀 平二郎議員	1 2 4
質 疑 2 2 番 宇野 隆子議員	1 2 7
○日程第 3 請願第 2 号ないし請願第 4 号	1 3 6
散 会	1 3 7
◎第 5 号 9 月 2 5 日 (水)	
○議事日程 (第 5 号)	1 3 9
○本日の会議に付した事件	1 3 9
○出席議員	1 3 9
○説明のため出席した者	1 4 0
○事務局職員出席者	1 4 0
開 議	1 4 0

○諸般の報告	1 4 0
○日程第 1	委員長報告 議案第 5 9 号ないし議案第 8 8 号 請願第 2 号ないし請願第 4 号 総務委員長 益子 慎哉議員..... 文教民生委員長 深谷 秀峰議員..... 産業建設委員長 高星 勝幸議員..... 決算特別委員長 益子 慎哉議員..... 討 論 2 2 番 宇野 隆子議員..... 採 決.....	1 4 1 1 4 1 1 4 2 1 4 2 1 4 4 1 4 6
○日程第 2	議案第 8 9 号..... 提案理由説明..... 採 決.....	1 5 0 1 5 0 1 5 1
○日程第 3	議案第 9 0 号..... 提案理由説明..... 採 決.....	1 5 1 1 5 1 1 5 2
○日程第 4	議案第 9 1 号..... 提案理由説明..... 採 決.....	1 5 2 1 5 2 1 5 3
○日程第 5	議案第 9 2 号..... 提案理由説明..... 採 決.....	1 5 3 1 5 3 1 5 4
○日程第 6	議案第 9 3 号..... 提案理由説明..... 採 決.....	1 5 4 1 5 4 1 5 5
○日程第 7	議員提案第 3 号..... 提案理由説明..... 質 疑 2 2 番 宇野 隆子議員..... 討 論 2 2 番 宇野 隆子議員..... 採 決.....	1 5 5 1 5 5 1 5 7 1 5 8 1 5 9
○日程第 8	議員派遣について..... 採 決.....	1 5 9 1 5 9
○追加日程	議員提案第 4 号..... 提案理由説明..... 採 決.....	1 5 9 1 6 0 1 6 1
○追加日程	議員提案第 5 号..... 提案理由説明.....	1 6 1 1 6 2

	採 決	1 6 3
○追加日程	議員提案第 6 号	1 6 3
	提案理由説明	1 6 3
	採 決	1 6 5
閉 会		1 6 6

資 料

議案等委員会付託表	1 6 7
請願文書表（第 1 号）	1 6 8
一般質問発言通告者及び発言要旨	1 6 9
総務委員会審査報告書	1 7 5
文教民生委員会審査報告書	1 7 6
産業建設委員会審査報告書	1 7 8
決算特別委員会審査報告書	1 8 0
議員派遣について	1 8 2
地方税財源の充実確保と合併市町村に対する財政措置の充実を求める意見書	1 8 3
新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書	1 8 5
教育予算の拡充を求める意見書	1 8 6
環太平洋パートナーシップ（T P P）協定交渉に関する意見書	1 8 7

常陸太田市告示第133号

平成25年第4回常陸太田市議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年8月30日

常陸太田市長 大久保 太一

1. 期 日 平成25年9月6日
2. 場 所 常陸太田市議会議場

平成25年第4回常陸太田市議会定例会会期日程

平成25年9月6日

月 日	曜	会議別	主な内容
9月 6日	金	本会議	1. 開 会 2. 会期の決定 3. 議案説明
9月 7日	土	休 会	
9月 8日	日	休 会	
9月 9日	月	休 会	議案調査
9月10日	火	本会議	1. 一般質問
9月11日	水	本会議	1. 一般質問
9月12日	木	本会議	1. 議案質疑 2. 委員会付託
9月13日	金	委員会	1. 総務委員会
9月14日	土	休 会	
9月15日	日	休 会	
9月16日	月	休 会	
9月17日	火	委員会	1. 文教民生委員会
9月18日	水	委員会	1. 産業建設委員会
9月19日	木	委員会	1. 決算特別委員会
9月20日	金	委員会	1. 決算特別委員会
9月21日	土	休 会	
9月22日	日	休 会	
9月23日	月	休 会	
9月24日	火	休 会	議事整理

9月25日	水	本会議	1. 委員長報告（質疑・討論・採決） 2. 閉会
-------	---	-----	-----------------------------

平成25年第4回常陸太田市議会定例会会議録

平成25年9月6日（金）

議事日程（第1号）

平成25年9月6日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第13号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
報告第14号 平成24年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第 3 議案第59号 常陸太田市市税条例の一部改正について
議案第60号 常陸太田市高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第61号 常陸太田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
議案第62号 常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第63号 常陸太田市介護保険条例の一部改正について
議案第64号 常陸太田市立小学校設置条例の一部改正について
議案第65号 常陸太田市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第66号 常陸太田市道路線の廃止について
議案第67号 常陸太田市道路線の変更について
議案第68号 常陸太田市道路線の認定について
- 日程第 4 議案第69号 平成24年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第70号 平成24年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第71号 平成24年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第72号 平成24年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第73号 平成24年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第74号 平成24年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第75号 平成24年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第76号 平成24年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第 77 号 平成 24 年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定
について
- 議案第 78 号 平成 24 年度常陸太田市工業用水道事業会計決算の認定について
- 日程第 5 議案第 79 号 平成 25 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 6 号）について
- 議案第 80 号 平成 25 年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
について
- 議案第 81 号 平成 25 年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
について
- 議案第 82 号 平成 25 年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につ
いて
- 議案第 83 号 平成 25 年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）に
ついて
- 議案第 84 号 平成 25 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2
号）について
- 議案第 85 号 平成 25 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計
補正予算（第 1 号）について
- 議案第 86 号 平成 25 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
について
- 議案第 87 号 平成 25 年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 88 号 平成 25 年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）に
ついて

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第 13 号ないし報告第 14 号（一括上程・報告案件説明）
- 日程第 3 議案第 59 号ないし議案第 68 号（一括上程・提案理由説明）
- 日程第 4 議案第 69 号ないし議案第 78 号（一括上程・提案理由説明）
- 日程第 5 議案第 79 号ないし議案第 88 号（一括上程・提案理由説明）

出席議員

18 番	後藤 守 議長	17 番	川又 照雄 副議長
1 番	井坂 孝行 議員	2 番	藤田 謙二 議員
3 番	赤堀 平二郎 議員	4 番	木村 郁郎 議員
5 番	深谷 涉 議員	6 番	鈴木 二郎 議員
7 番	平山 晶邦 議員	8 番	益子 慎哉 議員
9 番	菊池 伸也 議員	10 番	深谷 秀峰 議員

12番	成井小太郎	議員	13番	茅根猛	議員
14番	片野宗隆	議員	15番	福地正文	議員
16番	山口恒男	議員	19番	黒沢義久	議員
20番	沢嶋亮	議員	21番	高木将	議員
22番	宇野隆子	議員			

欠席議員

11番 高星勝幸 議員

説明のため出席した者

大久保 太一	市長	梅原 勤	副市長
中原 一博	教育長	佐藤 啓	総務部長兼政策企画部長
荻津 一成	市民生活部長	埴 信夫	保健福祉部長
樫村 浩治	産業部長	鈴木 典夫	建設部長
山崎 弘行	会計管理者	鈴木 則文	上下水道部長
福地 壽之	消防長	山崎 修一	教育次長
宇野 智明	秘書課長	植木 宏	総務課長
中村 弘	監査委員		

事務局職員出席者

吉成 賢一	事務局長	金子 充	議事係長
榊 一行	総務係長		

午前10時開会

○後藤守議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は21名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。11番高星勝幸議員，以上1名であります。

よって、定足数に達しております。

これより平成25年第4回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○後藤守議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により

1番	井坂孝行	議員	14番	片野宗隆	議員
----	------	----	-----	------	----

の両名を指名いたします。

諸般の報告

○後藤守議長 諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第233条第5項の規定により、平成24年度常陸太田市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果報告書が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、平成25年7月及び8月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されております。また、同じく監査委員から、平成25年度財政援助団体等監査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市長	大久保 太 一 君	副市長	梅 原 勤 君
教育長	中 原 一 博 君	総務部長兼政策企画部長	佐 藤 啓 君
市民生活部長	荻 津 一 成 君	保健福祉部長	塙 信 夫 君
産業部長	檜 村 浩 治 君	建設部長	鈴 木 典 夫 君
会計管理者	山 崎 弘 行 君	上下水道部長	鈴 木 則 文 君
消防長	福 地 壽 之 君	教育次長	山 崎 修 一 君
秘書課長	宇 野 智 明 君	総務課長	植 木 宏 君
監査委員	中 村 弘 君		

以上、15名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

市長挨拶

○後藤守議長 この際、市長より招集のご挨拶を願います。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 皆さん、おはようございます。本日は、平成25年第4回の市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。日ごろ議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のために格別なるご高配を賜っておりまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。

初めに、7月の第3回市議会臨時会後の市政報告をさせていただきます。

1点目は、子ども・子育て会議についてであります。子ども・子育て会議は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度に関する事業計画の策定、進捗管理などについて幅広くご意見をいただきますため、12名の委員で構成し、先月26日に第1回会議を開催いたしました。

今後、計画策定まで5回程度の会議を予定しておりますが、計画の策定に当たりましては、修学前のお子さんのいる家庭を中心にニーズ調査を行い、子育て支援サービスの利用状況や評価、要望等の把握に努めながら進めてまいります。

2点目は、茨城大学人文学部との地域連携協定の締結についてであります。本市と茨城大学人文学部は、地域の発展と人材の育成を図ることを目的として、7月24日に地域連携に関する協定を締結いたしました。今後はこの協定に基づきまして、地域特性を生かした産業の振興とまちづくり、人的交流の促進による地域コミュニティの活性化、地域の政策課題に関する協働研究などに取り組んでまいります。

3点目は、市特産品の認証についてであります。7月29日に第2回の特産品認証を行いました。巨峰や常陸青龍、梨の幸水、豊水など、農林水産物8品目と加工品9品目、合計17品目を認証いたしました。これによりまして、認証された特産品は1回目の24品と合わせまして、41品目となったところでございます。認証品には、市特産品認証マークを表示いたしまして、生産拡大、あるいは販売促進などを図りますために、市内外のイベントや新聞等で積極的にPRをしてまいります。

4点目は、竜神大吊橋のリニューアルについてでございます。竜神大吊橋につきましては、さらなるイメージアップを図りますため、橋の塗装改修を行いますとともに、アンカレイジに描かれました竜の壁画を一新いたしました。東日本大震災の影響で観光客が減少している状況にありますことから、交流人口の拡大や地域産業の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、本市の平成24年度普通会計決算の概要について、ご報告を申し上げます。

平成24年度決算につきましては、実質収支の黒字額が昨年度を下回り、単年度収支は赤字となりましたが、財政調整基金に3億8,400万円を積み立てましたことから、実質の単年度収支は2億2,000万円の黒字となりました。実質単年度収支は、平成18年度の基金取り崩しによりまして赤字となりましたが、その後、地方交付税の増額等によりまして、6年連続の黒字で決算をしております。また、将来の償還財源として、減債基金に7億4,300万円を積み立てしております。

積立基金残高につきましては、平成18年度まで基金を取り崩しながらの財政運営を続けてまいりましたが、地方交付税の増額や合併特例債の活用によりまして、平成19年度より増加をしております。平成24年度末の実質的な積立金現在高は、前年度比で10億600万円増の136億7,800万円となっております。

市債残高につきましては、借り入れの抑制によりまして年々減少しておりますが、将来世代の負担を考慮いたしますと、さらに減らしていく必要があると考えております。平成24年度末の実質的な市債残高は、前年度比10億600万円減の229億3,900万円となっております。

なお、特別会計、企業会計を含む実質的な全ての市債現残高につきましては、前年比で11億6,800万円減の412億3,300万円でございます。

経常収支比率につきましては、経常経費の減額に努め、あわせて臨時財政対策債の借り入れ抑制によりまして経常一般財源等も減額したことから、前年度比で0.4ポイント減の89.8%とな

っております。

健全化判断比率につきましては、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、いずれも該当はございません。

実質公債費率は、前年度比で1.3ポイント減の8.2%で、早期健全化基準の25%を下回っております。

将来負担比率も16.3ポイント減の7.3%で、早期健全化基準の350%を大きく下回っている状況でございます。

公債費や市債現在高、退職手当負担金見込み額等が減額となり、充当可能基金等が増額になったことから、実質公債費率、将来負担比率とも低下をし、比率から見ますと、良好な状況と考えております。

次に、今回提案いたします一般会計補正予算でございますが、国家公務員の給与削減支給措置に準じた職員給与費と6月定例会において議決いただきました議員報酬等を減額いたしました。

また、イノシシの被害対策のための助成や農協に対する農業用機械購入費の助成、里野宮白羽線や亀作西真弓線などの道路新設改良費、消防救急無線等共同化整備事業費負担金、山吹運動公園旧プール管理棟改修工事などの経費を計上させていただきました。

最後に、本定例会に提案をさせていただきます案件でございますが、平成24年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告が各1件、条例の一部改正が7件、市道路線の廃止、変更及び認定が各1件、平成24年度歳入歳出決算認定10件、平成25年度の補正予算10件、合わせまして32件でございます。

なお、本定例会中に人事案件5件を追加提案する予定でございますので、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

各議案の提案理由などにつきましては、議題となりましたときに副市長及び担当部長からそれぞれご説明をさせていただきます。各議案とも慎重にご審議をいただきまして、原案のとおり可決、認定、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます、招集の挨拶といたします。

○後藤守議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりとします。

日程第1 会期の決定

○後藤守議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から9月25日までの20日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月25日までの20日間と決定いたしました。

日程第2 報告第13号ないし報告第14号

○後藤守議長 次、日程第2、報告第13号平成24年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第14号平成24年度決算に基づく資金不足比率の報告について、以上2件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

[梅原勤副市長 登壇]

○梅原勤副市長 それでは、報告をさせていただきます。

初めに、報告第13号でございます。議案書1ページをお開きいただきます。報告第13号平成24年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度決算に基づき算定した健全化判断比率を監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。平成24年度の健全化判断比率につきまして、議会に報告し、住民に公表をするものでございます。

2ページをお開きいただきます。平成24年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

まず、実質赤字比率でございますが、これは一般会計の実質収支が赤字となった場合における赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。平成24年度一般会計実質収支は5億3,466万3,085円の黒字で決算しておりますので、該当がございません。なお、これに係る早期健全化基準は12.69%となっております。

次に、連結実質赤字比率でございますが、全会計における実質収支の赤字額及び資金不足額の標準財政規模に対する比率でございます。これにつきましても、全ての会計において赤字額または資金不足額が生じておりませんので、同じく該当がございません。これに係る早期健全化基準は17.69%となっております。

次に、実質公債費比率でございますが、これは一般会計が負担した実質的な公債費の標準財政規模に対する比率でございます。実質的公債費は、公営企業会計や一部事務組合、第三セクター等の償還のうち、一般会計が負担した額を含めたものとなっております。

なお、この比率は平成22年度決算から24年度決算までの3カ年平均となっております。この比率につきましては8.2%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っております。

最後に、将来負担比率でございますが、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。将来負担には、一般会計の地方債現在高だけでなく、職員の退職手当引当金や公営企業会計、一部事務組合、第三セクターなどの負債のうち、一般会計が将来負担すべき額を含めたものでございます。この比率につきましては7.3%となっており、早期健全化基準の350.0%を下回っております。

これらの基準を1つでも上回った場合、早期是正措置として財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て県知事に報告をすることになります。なお、参考といたしまして健全化判断比率の算出シートを提出させていただきました。ごらんをいただきたいと思います。平成25年9月6日提出、市長名。

3ページからは監査委員の意見書でございます。

続きまして、報告第14号でございます。7ページをお開きいただきます。報告第14号平成

24年度決算に基づく資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度決算に基づき算定した資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

8ページをお開き願います。24年度決算に基づく資金不足比率の報告について、資金不足比率でございますが、これは公営企業における資金不足額が料金収入などの事業規模に対して、どの程度になっているかの比率でございます。資金不足額は、一般会計の実質赤字に相当するものでございます。これにつきましては、全ての公営企業会計において資金不足が生じておりませんので、該当がございません。これらに係る経営健全化基準は20.0%となっております。

この基準を超えた場合、企業ごとに経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て、県知事に報告することになります。平成25年9月6日提出、市長名。

9ページから監査委員の意見書でございます。ごらんをいただきたいと思います。

○後藤守議長 説明は終わりました。

日程第3 議案第59号ないし議案第68号

○後藤守議長 次、日程第3、議案第59号常陸太田市市税条例の一部改正について、議案第60号常陸太田市高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第61号常陸太田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第62号常陸太田市民健康保険税条例の一部改正について、議案第63号常陸太田市介護保険条例の一部改正について、議案第64号常陸太田市立小学校設置条例の一部改正について、議案第65号常陸太田市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第66号常陸太田市道路線の廃止について、議案第67号常陸太田市道路線の変更について、議案第68号常陸太田市道路線の認定について、以上10件を一括議題といたします。

提案案件の説明を求めます。副市長。

〔梅原勤副市長 登壇〕

○梅原勤副市長 それでは、説明をさせていただきます。

続きまして、議案書の11ページをお開きいただきます。議案第59号常陸太田市市税条例の一部改正について。常陸太田市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成25年9月6日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布、その一部が平成28年1月1日から施行させること及び前納報奨金制度を廃止すること等に伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の見直し及び金融証券税制における金融所得課税の一体化等に関しまして、公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等の金融商品間の損益通算範囲を拡大しますとともに、公社債等に対する課税方式の変更並びに個人市民税及び固定資産税における前納報奨金制度の廃止が主な内容となっております。

具体的な内容につきましては、新旧対照表でご説明をさせていただきます。16ページをお開

き願います。16ページ、23条でございますが、個人の市民税の納期前の納付及び18ページの第49条、固定資産税の納期前の納付につきましては、所期の目的が達成されたことにより、前納報奨金制度を廃止するため、その規定を削除するものでございます。

16ページにお戻りいただきます。28条の2、公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収につきましては、特別徴収対象年金所得者が賦課期日後に転出した場合でも一定の要件のもと特別徴収を継続できるようにする改正でございます。

17ページの第28条の5、年金所得に係る仮特別徴収税額につきましては、仮特別徴収税額を前年度の年金所得に係る税額の2分の1に相当する額とする改正でございます。

20ページの附則14条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例につきましては、特定公社債等の利子等が利子割の課税対象から除外されまして、配当割の課税対象に追加されたことによる改正でございます。

22ページに移りまして、附則第16条の2、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例、それから24ページに移りまして、附則の第16条の3、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例につきましては、株式等に係る譲渡所得等を上場株式等と一般株式等の別々の分離課税制度とする改正でございます。

その他の条文につきましては、法改正に伴う引用条項や条文の整理、あるいは削除といった内容でございます。

恐れ入りますが、15ページにお戻りをいただきます。

15ページ上段に改正条例の附則がございます。第1条、施行期日につきましては、平成28年1月1日から施行するものでございます。ただし、前納報奨金制度の廃止につきましては、平成26年4月1日からとし、年金特別徴収関係の規定につきましては、平成28年10月1日から、また、金融所得税制の関係の規定につきましては、平成29年1月1日からとなります。2条につきましては、市民税に関する経過措置でございます。

続きまして、議案書40ページをごらんいただきたいと思います。議案第60号常陸太田市高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。常陸太田市高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成25年9月6日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、高齢者生産活動センターの管理運営を指定管理者に移行するため、本条例の一部改正を行うものであります。

内容につきましては、44ページから47ページにかけての新旧対照表でご説明をさせていただきます。44ページの第3条の第1項におきまして、高齢者生産活動センターの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するものに行わせることを定めるものでございます。第2項におきましては、指定管理者が行う業務の範囲を定めてございます。第4条におきましては、活動センターの休日及び利用時間、第5条から6条にかけては施設利用の要件及び許可等、施設利用の不許可等について定めたものでございます。第7条から9条におきましては、利用料金及び利用料金の減免、返還について。12条におきましては、市等の免責について定めることで

ございます。

47ページの別表におきまして、利用人数、1時間当たりの利用料金を利用人数15人以内の場合150円、16人以上の場合は団体として2,250円とするものでございます。

43ページの附則で、平成26年4月1日から施行することとしてございます。

続きまして、48ページをお開きいただきます。議案第61号常陸太田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。常陸太田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成25年9月6日提出、市長名。

提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布、その一部が平成26年1月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を行うものであります。

内容につきましては、50ページの新旧対照表をお開きいただきます。附則第4項、延滞金の割合の特例について。延滞金の利率引き下げに伴う改正を行うものでございます。

49ページでございますけれども、附則で期日を定めてございます。また、附則2では経過措置を定めてございます。

続きまして、51ページをお開きいただきます。議案第62号常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成25年9月6日提出、市長名。

提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布、その一部が平成29年1月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

今回の条例につきましては、公社債等に対する課税方式の変更に伴います国民健康保険税の課税に係る条文の整備が主な内容でございます。

具体的な内容につきましては、新旧対照表54ページをお開きいただきたいと思います。附則第3項、それから57ページに移りまして附則第11項、これにつきましては、特定公社債等に係る利子等を利子割の課税対象から除外しまして、配当割の課税対象に追加するという法改正に伴う条例改正でございます。

戻りまして、54ページですけれども、附則の第6項及び55ページの附則第7項につきましては、株式等に係る譲渡所得を上場株式等と一般株式等の別々の分離課税制度とする法改正に伴う条例の改正でございます。

その他の条文につきましては、法改正に伴う条項の整理及び削除といった内容でございます。

恐れ入りますが、52ページにお戻りをいただきまして、下段に改正条例の附則がございまして、施行期日につきましては、平成29年1月1日から施行するものでございます。

それから、53ページの第2条につきましては、国民健康保険税に関する経過措置でございます。

続きまして、59ページをお開きいただきます。議案第63号常陸太田市介護保険条例の一部改正について。常陸太田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年9月6日提出，市長名。

提案理由ですが，地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布，その一部が平成26年1月1日から施行されることに伴い，本条例の一部改正を行うものであります。

内容につきましては，新旧対照表62ページから63ページにかけてでございます。第11条2項で延滞金の計算の基礎となる保険料の端数の計算につきまして，それから第3項では第2項の規定により計算された延滞金の端数の取り扱いについて，それから附則第17項では，延滞金の割合の特例としての延滞金の利率引き下げについてを定めたものでございます。この延滞金の計算の基礎となる保険料の端数の計算，延滞金の端数の取り扱い，延滞金の割合の特例につきましては，介護保険法及び地方自治法の規定によりまして地方税法を準用してきたところでございますけれども，今回，後期高齢者医療に関する条例にあわせまして，本条例に条文化をしたところでございます。

60ページにお戻りいただきまして，附則で施行日を定めてございます。附則2では，経過措置を定めてございます。

続きまして，64ページをお開きいただきます。議案第64号常陸太田市立小中学校設置条例の一部改正についてでございます。常陸太田市立小中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成25年9月6日提出，市長名。

提案理由でございます。常陸太田市立小里小学校及び常陸太田市立賀美小学校の統合に伴い，本条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては，66ページの新旧対照表で説明させていただきます。名称につきましては，常陸太田市立小里小学校及び常陸太田市立賀美小学校を常陸太田市立里美小学校に改め，位置につきましては，現在の里美中学校の位置でございます常陸太田市大中町60番地の1に改めるものでございます。

前のページに附則がございます。この条例は，平成26年4月1日から施行するものでございます。

67ページをお開きいただきます。議案第65号常陸太田市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。常陸太田市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成25年9月6日提出，市長名。

提案理由でございます。地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき市民交流センターの管理運営を指定管理者に移行するため，本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては，74ページから84ページまでございますけれども，新旧対照表をご説明させていただきます。74ページの第3条第1項におきまして，市民交流センターの管理は法人その他の団体であって，市長が指定する者に行わせることを定めるものでございます。同じく第2項におきましては，指定管理者が行う業務の範囲を定めるものでございます。第4条におきまして，市民交流センターの開館時間及び休館日を，それから75ページでございますが，第7条におきまして利用料金について，第8条では利用料金の減免，77ページに移りまして，15条では市等の免責について定めるものであります。

78ページの別表におきまして、第7条関係、市長の承認を得て、指定管理者が定める利用料金の上限額を定めております。現行使用料のおおむね1.2倍程度となっております。

73ページに附則がございまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、別冊となっております議案書、厚い冊子でございますけれども、ごらんいただきたいと思っております。議案第66号常陸太田市道路線の廃止についてでございます。別冊の1ページでございますが、常陸太田市道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により次のとおり議会の議決を求める。平成25年9月6日提出、市長名。

提案理由でございますが、道路現況調査等に伴い市道路線を廃止するものでございます。

2ページをお開きいただきます。2ページから120ページにかけては、市道路線廃止をいたします路線名、起点、終点、幅員、延長を記載しております。今回は、1541路線、延長距離で159キロと649メートルを廃止するものでございます。

まず、2ページの初めの市道230号線につきましては、市道路線の重複認定路線を整理するものでございます。その下の市道5264号線、それから市道7064号線及び市道金4B575号線につきましては、市民の生活に利用されていない路線を廃止するものでございます。また、その下の水8-4505号線から120ページの最後の水8-6781号線までの1537路線につきましては、道路現況調査を計画的に実施してきた結果に基づく廃止路線でございまして、今回は水府地区東染町、中染町、河内西町及び天下野町の調査に基づき市道路線廃止をするものでございます。

121ページ以降142の42ページまでにつきましては、廃止する市道路線の位置図と廃止図を記載してございます。後ほどごらんをいただきたいと思っております。

今後の道路現況調査につきましては、残りました水府地区、それから里美地区を順次行ってまいります予定でございます。

また、廃止されました道路につきましては、法定外公共物として引き続き市で管理をしてまいります。

続きまして、143ページをお開きいただきます。143ページ、議案第67号でございます。常陸太田市道路線の変更についてでございます。常陸太田市道路線を変更したいので、道路法第10条第3項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。平成25年9月6日提出、市長名。

提案理由でございますが、道路現況調査及び道路整備等に伴い、市道路線を変更するものでございます。

144ページをお開きいただきます。144ページから149ページにかけては、市道路線変更となります路線名、新旧の起点、終点、幅員、延長を記載してございます。今回の変更につきましては、40路線で、差し引き延長距離11キロと356メートルの減となっております。

まず、最初の市道0205号線の市道路線の変更は、市道としての利用がされていない区間を変更、廃止するものでございまして、差し引き延長距離1キロと329.66メートルの減となりま

す。

それから、その下の市道7066号線につきましては、ただいま説明しました市道0205号線の変更に伴いまして、新たに市道路線の起点を変更する必要がございます、419.76メートルを延長するものでございます。

次の市道金4B6245線につきましては、道路整備を行いましたので、市道路線の終点を変更するものでございまして、66.85メートルを延長するものでございます。

また、それ以降、149ページの最後の路線までの37路線につきましては、水府地区の道路現況調査で幅員が狭く、市道として利用されていない区間を廃止したことに伴いまして、新たに市道路線の起点、終点の変更を行うものでございます。差し引き延長距離10キロと514メートルの減となっております。

150ページからは、変更します市道路線の位置図及び変更図を記載してございます。後ほどごらんをいただきたいと思っております。

続きまして、166ページをごらんいただきたいと思っております。この冊子の後ろのほうになります。議案68号常陸太田市道路線の認定についてでございます。常陸太田市道路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。平成25年9月6日提出、市長名。

提案理由でございます。道路整備及び開発行為等に伴い、市道路線として認定するものでございます。

具体的な内容につきまして、167ページをお開きいただきます。新たに路線認定する路線名、起点、終点、幅員、延長を記載してございますが、2路線、延長距離で462.33メートルとなっております。今回の認定は、市道の2435号線が道路の整備に伴うもの、それから市道の3272号線は開発行為によるものでございます。その後ろに位置図及び認定図を記載してございます。後ほどごらんをいただきたいと思っております。

○後藤守議長 説明は終わりました。

日程第4 議案第69号ないし議案第78号

○後藤守議長 次、日程第4、議案第69号平成24年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第70号平成24年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第71号平成24年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第72号平成24年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第73号平成24年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第74号平成24年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第75号平成24年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第76号平成24年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号平成24年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第78号平成24年度常陸太田市工業用水道事業会計決算の認定について、以上10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。会計管理者。

〔山崎弘行会計管理者 登壇〕

○山崎弘行会計管理者 議案第69号から議案第76号の平成24年度常陸太田市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算につきまして、提案者にかわりご説明申し上げます。

決算書1ページをお開き願います。議案第69号から76号平成24年度常陸太田市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度常陸太田市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を添えて議会の認定に付する。平成25年9月6日提出、市長名。

初めに、議案第69号平成24年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。歳入決算額は261億4,105万1,926円で、予算額に対します収入率は94.1%でございます。歳出決算額は251億4,950万2,691円で、予算額に対します執行率は90.6%でございます。歳入歳出差引残額は9億9,154万9,235円。内訳を申し上げますと、5億3,466万3,085円が翌年度への繰越額、4億3,637万6,150円が繰越明許費の一般財源及び特定財源分、2,051万円が事故繰り越しの一般財源分でございます。

説明欄の歳入ですが、歳入予算額は277億7,306万3,622円、調定額は269億7,061万6,632円で、予算額に対します調定率は97.1%でございます。収入済歳入額は、歳入決算額と同額でございます。不納欠損額の4億4,981万3,217円は、地方税法の規定に基づき、該当する市税滞納分を欠損処分した金額でございます。収入未済歳入額3億7,975万1,489円は、市税、市営住宅使用料及び諸収入等の未納分でございます。

歳出でございますが、歳出予算額は歳入予算額と同額、支出済歳出額は歳出決算額と同額でございます。繰越明許費は18億6,032万9,150円。これは総務費、民生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費の24事業に係る繰り越し事業費でございます。事故繰り越しが1億5万円でございます。不用額が6億6,318万1,781円で、各費目から出ております。

ただいまご説明いたしました内容の款項別明細が6ページから15ページに、また、地方自治法施行令第166条第2項に基づく説明資料としての事項別明細書が66ページから313ページに、実質収支に関する調書が314ページに、財産に関する調書が454ページから460ページに記載されておりますので、それぞれごらんいただきたいと思います。

なお、これからご説明申し上げます各特別会計決算書説明欄の収入済歳入額、歳出予算額、支出済歳出額につきましては、一般会計と同様の説明となりますので省略させていただきます。

続きまして、議案第70号平成24年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

17ページをお開き願います。歳入決算額は66億9,981万501円で、予算額に対します収入率は105.6%でございます。歳出決算額は60億4,625万8,201円で、予算額に対します執行率は95.3%でございます。歳入歳出差引残額は6億5,355万2,300円で、翌年度

への繰越額でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は63億4,393万9,000円、調定額は70億3,515万4,454円で、予算額に対します調定率は110.9%でございます。不納欠損額は2,828万1,405円で、地方税法の規定に基づき、該当する保険税滞納分を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額は3億706万2,548円、主に保険税の未納分でございます。

歳出でございますが、不用額は2億9,768万799円で、保険給付費、共同事業拠出金及び予備費等でございます。

なお、款項別明細が18ページから23ページに、事項別明細書が316ページから351ページに、実質収支に関する調書が352ページに記載されておりますのでごらんいただきたいと思っております。

続きまして、議案第71号平成24年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

25ページをお開き願います。歳入決算額は5億8,492万3,999円で、予算額に対します収入率は99.6%でございます。歳出決算額は5億8,336万8,289円で、予算額に対します執行率は99.3%でございます。歳入歳出差引残額155万5,710円は翌年度への繰越額でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は5億8,753万3,000円、調定額は5億8,730万799円で、予算額に対します調定率は100.0%でございます。不納欠損額21万4,700円は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、該当する保険料滞納分を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額216万2,100円は、保険料の未納分でございます。

歳出でございますが、不用額は416万4,711円で、主に広域連合納付金でございます。

なお、款項別明細が26ページから29ページに、事項別明細書が354ページから361ページに、実質収支に関する調書が362ページに記載されておりますのでごらんいただきたいと思っております。

次に、議案第72号平成24年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

31ページをお開き願います。歳入決算額は47億7,639万1,192円で、予算額に対します収入率は98.9%でございます。歳出決算額は46億8,027万325円で、予算額に対します執行率は96.9%でございます。歳入歳出差引残額9,612万867円は、翌年度への繰越額でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は48億3,104万3,000円、調定額は47億9,118万9,992円で、予算額に対します調定率は99.2%でございます。不納欠損額361万5,500円は、介護保険法の規定に基づき、該当する保険料を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額1,118万3,300円は、保険料の未納分でございます。

歳出でございますが、不用額は1億5,077万2,675円で、主に保険給付費及び予備費等でございます。

なお、款項別明細が32ページから37ページに、事項別明細書が364ページから397ページに、実質収支に関する調書が398ページに記載されておりますのでごらんいただきたいと思っております。

次に、議案第73号平成24年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書39ページをお開き願います。歳入決算額は16億1,445万1,548円で、予算額に対します収入率は79.5%でございます。歳出決算額は15億5,987万9,391円で、予算額に対します執行率は76.9%でございます。歳入歳出差引残額は5,457万2,157円。内訳を申し上げますと、2,499万7,157円が翌年度への繰越額、2,957万5,000円が繰越明許費の一般財源分でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は20億2,976万5,000円、調定額は17億387万4,704円で、予算額に対します調定率は83.9%でございます。不納欠損額はございません。収入未済歳入額8,942万3,156円は、分担金及び負担金、使用料及び手数料の未納分でございます。

歳出でございますが、繰越明許費4億4,822万1,000円は、下水道事業費3件分でございます。不用額は2,166万4,609円で、主に下水道事業費及び予備費等でございます。

なお、款項別明細が40ページから43ページに、事項別明細書が400ページから415ページに、実質収支に関する調書が416ページに記載されておりますのでごらんいただきたいと思っております。

次に、議案第74号平成24年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

45ページをお開き願います。歳入決算額は5億2,056万4,713円で、予算額に対します収入率は99.9%でございます。歳出決算額は5億360万4,208円で、予算額に対します執行率は96.6%でございます。歳入歳出差引残額1,696万505円。内訳は、1,376万8,505円が翌年度への繰越額、319万2,000円が繰越明許費の一般財源分でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は5億2,118万8,000円、調定額は5億3,486万8,966円で、予算額に対します調定率は102.6%でございます。不納欠損額はございません。収入未済歳入額1,430万4,253円は、受益者分担金及び使用料の未納分でございます。

歳出でございますが、繰越明許費1,102万5,000円は、農業集落排水事業費に係る繰り越し事業1件分でございます。不用額は655万8,792円で、主に事業費及び予備費等でございます。

なお、款項別明細が46ページから49ページに、事項別明細書が418ページから429ページに、実質収支に関する調書が430ページに記載されておりますのでごらんいただきたいと

思います。

次に、議案第75号平成24年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

議案書51ページをお開き願います。歳入決算額は1億1,438万2,805円で、予算額に対します収入率は101.4%でございます。歳出決算額は1億1,003万1,881円で、予算額に対します執行率は97.5%でございます。歳入歳出差引残額435万924円は、翌年度への繰越額でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は1億1,281万4,000円、調定額は1億1,489万165円で、予算額に対します調定率は101.8%でございます。不納欠損額はございません。収入未済歳入額50万7,360円は、使用料の未納分でございます。

歳出でございますが、不用額は278万2,119円で、主に事業費及び予備費等でございます。

なお、款項別明細が52ページから55ページに、事項別明細書が432ページから439ページに、実質収支に関する調書が440ページに記載されておりますのでごらんいただきたいと
思います。

次に、議案第76号平成24年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

57ページをお開き願います。歳入決算額は3億2,209万8,987円で、予算額に対します収入率は103.3%でございます。歳出決算額は3億226万2,176円で、予算額に対します執行率は96.6%でございます。歳入歳出差引残額は1,983万6,811円、翌年度への繰越額でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は3億1,189万4,000円、調定額は3億2,712万609円で、予算額に対します調定率は104.9%でございます。不納欠損額21万1,361円は、地方自治法の規定に基づき、該当する使用料を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額481万261円は、使用料の未納分でございます。

歳出でございますが、不用額は963万1,824円で、主に事業費及び予備費等でございます。

なお、款項別明細が58ページから61ページに、事項別明細書が442ページから451ページに、実質収支に関する調書が452ページに記載されておりますのでごらんいただきたいと
思います。

なお、地方自治法第233条第5項の規定により提出が求められております各会計の主要な施策の成果を説明する書類につきましては、別冊の平成24年度決算に係る主要な施策の成果報告書をご参照いただきたいと思
います。

以上で、議案第69号から議案第76号の平成24年度常陸太田市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算につきましての説明を終わります。

○後藤守議長 上下水道部長。

〔鈴木則文上下水道部長 登壇〕

○鈴木則文上下水道部長 議案第77号及び議案第78号につきまして、提案者にかわりまして

ご説明申し上げます。

平成24年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定並びに常陸太田市工業用水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成24年度常陸太田市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定に基づき、平成24年度常陸太田市水道事業会計並びに常陸太田市工業用水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成25年9月6日提出、市長名でございます。

初めに、議案第77号平成24年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算について説明を申し上げます。

別冊1ページをお開きいただきたいと思います。平成24年度常陸太田市水道事業決算報告書の収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款水道事業収益の予算額は11億9,549万円でございます。決算額は11億6,156万3,600円となりました。これは予算額に対し、収入割合で97.2%となっております。

2ページに参りまして、支出でございますが、第2款水道事業費用の予算額は10億9,893万1,000円でございます。決算額は10億7,819万2,526円となりました。これは予算額に対し98.1%の執行率となっております。

次に、3ページの資本的収入及び支出の収入でございますが、第3款資本的収入の予算額は18億4,043万5,752円でございます。決算額は11億5,552万9,404円となりました。これは予算額に対しまして62.8%の収入率となっております。

次に、4ページの支出でございますが、第4款資本的支出の予算額は22億8,873万4,000円でございます。決算額は15億5,871万1,031円となりました。予算額に対し68.1%の執行率となっております。

なお、欄外に記してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億318万1,627円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,010万4,516円及び過年度分損益勘定留保資金3億6,307万7,111円で補填をいたしました。

次に、5ページに移りまして、平成24年度常陸太田市水道事業損益計算書につきましてご説明申し上げます。

初めに、大きい1の営業収益でございますが、(1)から(3)までを合わせまして、10億993万4,970円でございます。2の営業費用は(1)から(7)までを合わせ、9億2,201万2,503円で、営業収支では8,792万2,467円の営業利益となっております。3の営業外収益でございますが、(1)から(3)までを合わせて7,993万646円でございます。4の営業外費用でございますが、(1)と6ページの(2)を合わせ1億4,412万892円でございますので、営業外収支ではマイナス6,419万246円となっております。

先ほど申し上げましたが、営業収益と営業外損失の合計の経常利益は2,373万2,221円となりました。5の特別利益の固定資産売却益が4万7,492円でございますので、当年度分純利益は2,377万9,713円の計上となっております。なお、前年度繰越利益剰余金が3,066

万6,330円でございますので、当年度未処分利益剰余金は5,444万6,043円となりました。

次に、7ページの剰余金計算書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、8ページをお開きいただきたいと思います。平成24年度常陸太田市水道事業剰余金処分計算書（案）についてご説明を申し上げます。

先ほど、損益計算書によりご説明申し上げましたが、当年度未処分利益剰余金が5,444万6,043円となっております。議会の議決による処分額は2,377万9,713円で、減債積立金が4,095万7,135円、除却損への補填に1,717万7,422円でございます。繰越利益剰余金は3,066万6,330円でございます。

次の貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

13ページから34ページまで決算附属書類がございますので、ごらんいただきたいと存じます。

続きまして、議案第78号平成24年度常陸太田市工業用水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

35ページをお開きいただきます。平成24年度常陸太田市工業用水道事業決算報告書の収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款工業用水道事業収益の予算額は9,803万2,000円でございます。決算額は9,079万8,713円でございます。予算額に対し92.6%の収入率となっております。

次に、36ページの支出でございますが、第2款工業用水道事業費用の予算額は7,156万5,000円でございます。決算額は6,925万804円でございます。予算額に対し96.8%の執行率となっております。

次に、37ページでございますが、資本的収入及び支出の収入につきましてはございません。支出につきましては、第4款支出の予算額は4,359万2,000円でございます。決算額は4,359万371円でございます。予算額に対し100%の執行率となっております。

なお、欄外に記してございますが、資本的収入はございませんので、資本的支出額に不足する額4,359万371円は、当年度分損益勘定留保資金で同額補填をいたしました。

次に、38ページの平成24年度常陸太田市工業用水道事業（常陸太田損益計算書）についてご説明申し上げます。

1の営業収益は、（1）と（2）を合わせまして2,913万5,250円でございます。2の営業費用は（1）から（4）まで合わせ6,348万3,452円で、営業収支では3,434万8,202円の営業損失となっております。3の営業外収益でございますが、（1）から（3）までを合わせ5,946万5,794円でございます。4の営業外費用でございますが、370万2,277円でございますので、営業外収支では5,576万3,517円のプラスとなっております。

なお、先ほど申し上げました営業損失を差し引いた経常利益は2,141万5,315円となりました。特別利益、特別損失はございませんので、当年度純利益は2,141万5,315円の計上となっております。

なお、前年度繰越欠損金が2,112万4,467円でございますので、当年度未処分利益剰余金

は29万848円となりました。

次のページの剰余金計算書につきましては、説明を省略させていただきます。

40ページをお開きください。平成24年度常陸太田市工業用水道事業（常陸太田剰余金処分計算書）についてご説明申し上げます。

先ほど損益計算書によりご説明申し上げましたが、当年度未処分利益剰余金が29万848円となっております。議会の議決による処分額はございませんので、繰越利益剰余金は29万848円でございます。

次の貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、44ページをお開きください。平成24年度常陸太田市工業用水道事業（金砂郷損益計算書）についてご説明申し上げます。

1の営業収益、2の営業費用は、給水事業所がございませんので、ゼロ円でございます。3の営業外収益につきましては、預金利子の13万2,594円の計上でございます。4の営業外費用はございませんでしたので、営業外収支は13万2,594円のプラスでございます。当年度純利益は13万2,594円となりました。

なお、前年度繰越利益剰余金が134万2,568円でございますので、当年度未処分利益剰余金は147万5,162円となりました。

45ページの剰余金計算書につきましては、説明を省略させていただきます。

46ページをお開きください。平成24年度常陸太田市工業用水道事業（金砂郷剰余金処分計算書）についてご説明申し上げます。

先ほど、損益計算書によりご説明申し上げましたが、当年度未処分利益剰余金が147万5,162円となっております。議会の議決による処分額はございませんので、繰越利益剰余金は147万5,162円でございます。

次の貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

51ページから61ページまで決算附属資料がございますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で、議案第77号平成24年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算並びに議案第78号平成24年度常陸太田市工業用水道事業会計決算につきまして、説明を終わらせていただきます。

○後藤守議長 説明は終わりました。

この際、監査委員より決算審査の結果について報告を求めます。中村監査委員。

〔中村弘監査委員 登壇〕

○中村弘監査委員 議長のご指名によりまして、平成24年度の決算審査の経過と結果についてご報告いたします。

最初に、一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況について申し上げます。この決算審査は、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づいて行いました。審査の対象とした決算及び書類は、手元の審査意見書の1ページに3つのグループに分けて記載しま

した。

その第1は、一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算でございます。その内容は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計、簡易水道事業特別会計、8件の歳入歳出決算でございます。

第2は、政令で定める書類で3件でございます。一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算事項別明細書と実質収支に関する調書、そして財産に関する調書でございます。

第3は、基金運用状況を示す書類です。奨学基金、用品調達基金、肉用牛特別導入事業基金、印紙等購入基金、以上4つの基金でございます。

審査に当たりましては、一般会計及び各特別会計決算書並びに政令で定める書類等について、関係諸帳簿と証書類等を照査し、定期監査、例月の現金出納検査等の結果を参考としながら決算計数の正確性及び収入・支出の合理性の確認を行い、あわせて関係課職員の説明を聴取して審査を行いました。また、基金運用状況については、基金運用状況調書と関係諸帳簿により決算書並びに政令で定めた書類の審査に準じて審査を行いました。

審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、政令で定める書類及び基金の運用状況を示す書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数の関係諸帳簿、証書類を照査した結果、それぞれ符合し、正確であることを認めました。また、予算の執行状況につきましても、適正なものであると認めた次第でございます。詳細につきましては、審査意見書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

これは、地方公営企業法第30条2項の規定に基づいて行いました。審査いたしました書類は、決算書類として、決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、さらに決算附属書類といたしまして、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書でございます。これらが地方公営企業法その他の関係法令に準拠し、適正に作成されているかどうか、企業の経営成績及び財政状況が適正に表示されているかどうかについて審査をしたわけでございます。その結果、審査に付されました決算報告書、財務諸表その他の書類は、地方公営企業関係法令に準拠して作成されて、かつ計数は正確で、各企業の経営成績及び財政状況は適正に表示されていることを認めた次第でございます。詳細につきましては審査意見書をごらんいただきたいと思います。

以上、簡単でございますが報告を終わらせていただきます。

○後藤守議長 報告は終わりました。

日程第5 議案79号ないし議案第88号

○後藤守議長 次、日程第5、議案第79号平成25年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号）について、議案第80号平成25年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につ

いて、議案第81号平成25年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第82号平成25年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第83号平成25年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第84号平成25年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第85号平成25年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第86号平成25年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第87号平成25年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第88号平成25年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、以上10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔梅原勤副市長 登壇〕

○梅原勤副市長 それでは、説明をさせていただきます。別冊横長のつづり、1ページをお開きいただきます。

議案第79号平成25年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号）についてでございます。平成25年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,711万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ240億8,793万2,000円とする。第2条が債務負担行為、第3条が地方債の補正でございます。平成25年9月6日提出、市長名でございます。

主な内容につきましては、事項別明細書9ページから説明をさせていただきます。

歳入でございます。10款1項1目地方交付税でございますが、今回の補正予算の財源として普通交付税1億4,958万2,000円を計上いたしました。

14款2項3目土木費国庫補助金につきましては、歳出予算で計上しております里野宮白羽線、亀作西真弓線道路整備事業の財源として社会資本整備総合交付金1,920万円、道路整備交付金1,500万円を予算化しております。6目総務費国庫補助金におきましては、6月定例会に引き続き、地域の元気臨時交付金6,400万円を計上いたしました。この交付金は、平成24年度国の補正予算におけます地方負担額に応じて算定されておるものでございまして、単独で行う建設事業に充当されるものでございます。今回の補正予算におきましては、道路舗装工事の財源として計上したものでございます。それから、電波遮へい対策事業費等補助金1,610万円につきましては、地上デジタル放送自主共聴組合への補助金の財源として計上したものでございます。

15款2項2目衛生費県補助金でございますけれども、歳出予算で計上しております在宅医療介護連携推進事業の財源といたしまして259万1,000円を予算化しております。3目農林水産業費県補助金1,572万5,000円、4目の商工費県補助金249万2,000円につきましても、歳出予算の財源として予算化したものでございます。

18款1項特別会計繰入金の補正につきましては、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計におきまして、24年度決算額の確定により一般会計への精算金を計上したものでございます。

10ページの2項基金繰入金でございますが、水府ふるさとセンター竜っちゃん乃湯施設の耐

震診断の財源として585万9,000円を水府地区観光施設管理基金から繰り入れるものでございます。

19款繰越金でございます。24年度一般会計決算の確定により、2億8,466万3,000円を予算化いたしました。

21款1項市債の補正でございます。4目土木債、5目消防債、8目合併特例事業債の補正につきましては、歳出予算で計上しております道路整備事業や消防救急無線等共同化整備事業、山吹運動公園旧プール管理棟改修事業の財源といたしまして増額したものでございます。これらの補正によりまして市債が大幅な増額となりますことから、9目の臨時財政対策債を1億3,000万円減額といたしました。

歳出は11ページからでございます。

職員の給料、職員手当等共済費につきましては、職員の定期人事異動並びに6月定例会において議決をいただきました国家公務員の給与減額支給措置に準じました職員の給与に関する条例の一部改正に基づき、職員給与費を費目ごとに計上したものでございます。また、これらに伴いまして各特別会計への繰出金の補正を計上してございます。

1款議会費の補正につきましても、6月定例会において議決されました議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に基づきまして、1節報酬394万8,000円を減額しております。

12ページをお開きいただきます。2款1項3目財政管理費の補正につきましては、地方財政法に基づく歳計剰余金の積み立てとして、前年度実質収支の2分の1でございます。2億6,733万2,000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

5目財産管理費の委託料の補正でございますが、普通財産の売却を進めるため、用地測量委託料36万8,000円、不動産鑑定委託料300万円を予算化いたしました。9目情報通信管理費の補正1,610万円につきましては、町屋町の地上波デジタル放送自主共聴組合に対しまして、施設の建設費を助成するものでございます。

14ページをお開きいただきます。3款1項4目障害者福祉費の補正190万円につきましては、社会福祉法人が松平町に建設をいたします障害者グループホームの建設費を助成するものでございます。

15ページから16ページにかけまして、14款1項1目保健衛生総務費の補正でございますが、在宅医療介護連携推進事業として259万1,000円を予算化しております。これは、在宅による医療と介護を連携した支援体制の構築を図るものでございまして、医療従事者、地域住民への実態調査、それからシンポジウムの開催などを行っていくものでございます。

17ページをお開きいただきます。5款1項3目農業振興費の19節負担金補助及び交付金でございますが、イノシシの被害対策のための助成や農協に対しての農業用機械購入費の助成など1,030万6,000円を予算化しております。

19ページをお開きいただきます。6款1項4目観光費の補正については、水府ふるさとセンター竜っちゃん乃湯の耐震診断、プラトーさとみの施設補修などの経費を計上してございます。

20ページに参りまして、7款2項3目道路新設改良費でございますが、社会資本整備総合交付金や道整備交付金を活用しまして、里野宮白羽線、亀作西真弓線の改良工事のほか、地域の元気臨時交付金を活用いたしまして、舗装改修工事7路線分を予算化してございます。

21ページの8款1項1目常備消防費でございますが、消防救急無線等共同化整備事業費負担金1億4,276万7,000円を計上しております。平成28年度の消防無線デジタル化に当たりまして、茨城県内の21の消防本部が行いますデジタル無線及び共同通信指令センターの設置、整備を共同で行うものでございまして、あわせて債務負担行為によりまして2億2,010万7,000円を計上してございます。

25ページをお開きいただきます。9款6項4目体育施設費でございますが、15節工事請負費におきまして、山吹運動公園旧プール管理棟改修工事1,200万円、備品購入費120万円を計上いたしました。親水公園等の利用者に対しまして休憩スペースを提供するもので、トイレや天井、内壁、床などの改修費用を予算化してございます。

5ページにお戻りいただきます。5ページは債務負担行為でございます。先ほども触れましたが、消防救急無線等共同化整備事業につきまして、平成26年度から平成27年度の期間におきまして、2億2,210万7,000円を限度といたしまして債務を負担するものでございます。

6ページでございますが、地方債の補正でございます。追加につきましては、消防救急無線等共同化整備事業の財源といたしまして、1億4,270万円を追加しますとともに、変更におきましては、道路橋りょう整備事業費、合併特例事業費を増額いたしまして、臨時財政対策債を減額して、限度額合計23億8,060万円を22億8,960万円と変更するものでございます。

続きまして、議案第80号でございます。平成25年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,069万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億7,047万5,000円とする。平成25年9月6日提出、市長名でございます。

今回の補正予算につきましては、平成24年度決算に伴います繰り越しや繰り入れ、各事業に係る拠出金や納付金等の額の確定、それから平成24年度国庫補助金等の超過交付に伴います返還金などに伴う補正でございます。

6ページをお開きいただきます。事項別明細書歳入でございます。

5款の前期高齢者交付金ですが、今年度交付金の額の決定に伴うものでございます。

9款1項1目一般会計繰入金につきましては、職員の異動等に伴うものでございます。また、2項1目の支払準備基金繰入金につきましては、歳入歳出の予算調整によるものでございます。

第10款の繰越金につきましては、平成24年度決算に伴うものでございます。

次に7ページでございます。歳出でございますが、第1款1項の総務管理費及び2項の徴税费につきましては、職員の異動による給与費の増減によるものでございます。

第3款の後期高齢者支援金等から8ページの6款の介護納付金までにつきましては、それぞれの額が確定したことに伴う補正でございます。

第8款の保険事業費につきましては、人間ドックの検診費補助申請者の増に伴うものでござい

ます。

9ページをお開きいただきます。9款の基金積立金につきましては、平成24年度決算繰り越しに伴うものでございます。

11款1項3目の償還金につきましては、平成24年度の事業実績に伴うものでございます。

続きまして、議案第81号平成25年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,712万4,000円とする。平成25年9月6日提出、市長名。

今回の補正予算につきましては、職員の異動による職員給与費の増及び24年度決算に伴います繰越金の確定などに伴う補正でございます。

6ページをお開き願います。事項別明細歳入でございます。

第3款の繰入金につきましては、職員の異動などによる職員給与費の増額分につきまして、一般会計からの繰り入れを行うものでございます。

第4款の繰越金につきましては、平成24年度決算に伴うものでございます。

7ページに歳出がございます。

第1款の総務費は、職員の異動などによる職員給与費の増によるもの、第3款の諸支出金につきましては、平成24年度の事務費繰入金精算に伴います一般会計繰出金の確定によるものでございます。

第4款の予備費ですが、歳入歳出予算調整に伴う補正でございます。

続きまして、議案第82号でございます。平成25年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。第1条でございます。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,062万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億7,801万1,000円とするものでございます。平成25年9月6日提出、市長名でございます。

6ページからの事項別明細でございます。

歳入でございますが、7款1項4目のその他一般会計繰入金につきましては、職員の異動等に伴う減額補正でございます。

7款2項1目の支払準備基金繰入金につきましては、繰越金確定等に伴います減額補正でございます。

8款の繰越金につきましては、平成24年度決算に伴う増額補正でございます。

7ページをお開きいただきまして、歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費及び3項1目の介護認定審査会費につきましては、職員の異動等による減額補正でございます。

8ページの8款1項2目の償還金につきましては、実績確定に伴います国県補助金等の精算によるもの、それから、2項1目の一般会計繰出金につきましては、決算に伴う精算によるものでございます。

続きまして、議案第83号常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。平成25年度常陸太田市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところ

による。第1条，歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ196万円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,320万4,000円とする。第2条，地方債の変更は第2表地方債補正による。平成25年9月6日提出，市長名でございます。

4ページをお開きいただきます。

まず，地方債の補正でございますが，公共下水道建設事業費，特定環境保全公共下水道建設事業費，過疎対策事業費をそれぞれ減額いたしまして，起債限度額合計を3億6,980万円とするものでございます。

7ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

3款1目下水道事業国庫補助金5,544万円の減額は，下水道事業費から災害復旧費への予算の組み替えに伴います国庫補助対象事業費の減によるものでございます。

5款1目一般会計繰入金1億1,558万円の増額は，震災復興特別交付税対象でございます災害復旧費の計上等によるものでございます。

8款1目下水道事業債4,530万円の減額，それから2目の過疎対策事業債1,680万円の減額は，下水道事業費から災害復旧費への予算の組み替えに伴います起債対象事業費の減によるものでございます。

8ページをお開きいただきまして，歳出でございます。

1款1目公共下水道費6,754万2,000円の減額，それから3目の特環下水道費6,141万8,000円の減額につきましては，職員の異動等に伴います人事費の減及び災害復旧費への予算の組み替え等に伴います工事請負費の減によるものでございます。

4款1目下水道施設災害復旧費1億2,700万円の増額は，予算の組み替えによるものでございます。

続きまして，議案第84号平成25年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。平成25年度常陸太田市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。第1条，歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ822万6,000円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,378万1,000円とするものでございます。平成25年9月6日提出，市長名でございます。

6ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございますが，5款1目一般会計繰入金822万6,000円の減額は，給与減額支給措置に伴います減額，それから職員の異動等に伴います人件費の減によるものでございます。

7ページの歳出でございますが，822万6,000円の減額につきましては，給与減額支給措置，それから職員の異動等に伴います人件費の減によるものでございます。

続きまして，議案第85号平成25年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。平成25年度常陸太田市の戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。第1条，歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,925万4,000円とするものでございます。平成25年9月6日提出，市長名。

6ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございますが、5款1目繰越金132万円の増額は、給与減額支給措置に伴いますもの、それから職員の異動等に伴います人件費の増によるものでございます。

7ページをお開きいただきます。歳出でございますが、1款1目戸別合併処理浄化槽設置整備事業費132万円の増額は、職員給与減額支給措置に伴う減額及び職員の異動等に伴います人件費の増によるものでございます。

続きまして、議案第86号常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ114万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,557万1,000円とする。平成25年9月6日提出、市長名でございます。

6ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

3款1項1目一般会計繰入金でございますが、114万3,000円の減額でございますが、職員の給与減額支給措置に伴うもの、それから職員の異動等に伴う人件費の減によるものでございます。

7ページに歳出がございます。

1款1項1目の一般管理費114万3,000円——同額でございますけれども、減額は、ただいま申し上げました職員給与削減措置及び職員の異動等に伴うものでございます。

○後藤守議長 上下水道部長。

〔鈴木則文上下水道部長 登壇〕

○鈴木則文上下水道部長 続きまして、議案第87号及び議案第88号について、提案者にかわりご説明申し上げます。

初めに、議案第87号平成25年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。1ページをお開きいただきます。

第1条は総則で、平成25年度水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出の補正で、平成25年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。支出の第2款水道事業費用第1項営業費用を1,127万1,000円減額し、10億8,167万6,000円とするものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正で、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。職員給与費を1,021万1,000円減額し、1億6,443万9,000円とするものでございます。平成25年9月6日提出、市長名でございます。

詳細につきましては、予算明細書にてご説明申し上げます。9ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出でございます。2款水道事業費用1項営業費用1目、2目及び4目の減額については、国家公務員の給与減額支給措置に準じた措置に伴う減額及び職員の異動等によるものでございます。

続きまして、議案第88号平成25年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。

第1条は総則で、平成25年度工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第2条は、収益的収入及び支出の補正で、平成25年度工業用水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。支出の第2款工業用水道事業費用を25万9,000円減額し、5,574万4,000円とするものでございます。第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正で、予算第8条に定めた議会の経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。職員給与費を25万9,000円減額し、1,385万8,000円とするものでございます。平成25年9月6日提出、市長名でございいます。

詳細につきましては、予算明細書にてご説明申し上げます。8ページをお開きいただきたいと思ひます。

収益的収入及び支出の支出でございいます。2款工業用水道事業費用1項4目総係費の減額は、国家公務員の給与減額支給措置に準じた措置に伴う減額によるものでございいます。

以上です。

○後藤守議長 説明は終わりました。

○後藤守議長 以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、9月10日、定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後0時09分散会